

米子市監査委員告示第2号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）に従い実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年2月13日

米子市監査委員 野坂正史
米子市監査委員 植田昭
米子市監査委員 中田利幸

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

- (1) 文化振興課
- (2) 水産振興室

3 監査対象の概要

- (1) 文化振興課の課及び担当の配置は別図1のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- ア 芸術及び文化の企画及び振興に関すること。
- イ 文化行政に関すること。
- ウ 公会堂、文化ホール及び淀江文化センターに関すること。
- エ 淀江和傘伝承施設に関すること。
- オ 山陰歴史館、福市考古資料館及び埋蔵文化財センターに関すること。
- カ 美術館に関すること。
- キ 文化財の保護に関すること。
- ク 文化活動館に関すること。
- ケ 上淀白鳳の丘展示館に関すること。

また、令和5年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和5年10月末日現在）は、別表1のとおりであった。

(2) 水産振興室の配置は別図2のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- ア 水産の振興に関すること。
- イ 水産団体との連絡調整に関すること。
- ウ 漁港の整備計画に関すること。
- エ 漁港の管理に関すること。
- オ 淡水魚試験研究育成施設の管理に関すること。
- カ 崎津漁業者研修施設に関すること。

また、令和5年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和5年10月末日現在）は、別表2のとおりであった。

4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

主として令和5年4月1日から同年10月末日までに執行された財務に関する事務

(2) 監査の期日

令和5年12月25日

(3) 監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭・中田利幸

(4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

また、文化振興課において、改善又は検討を要する事項に係る今後の処理方針について、文書による回答を求めた。

(1) 文化振興課

ア 予算の執行と経理事務

(ア) 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

(イ) 旅行に関する事務については、次の不適切な処理があった。

a 旅行命令（依頼）書を作成していないものがあったので、米子市職員等の旅費に関する条例（平成17年米子市条例第51号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 出張復命書を作成していないものがあったので、米子市職員服務規程（平成17年米子市訓令第14号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 収入に関する事務については、次の不適切な処理があった。

a 使用料及び手数料においては、次の不適切な処理があった。

(a) 行政財産使用料の額の算定を誤っているものがあったので、米子市行政財産使用料条例（平成17年米子市条例第64号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(b) 調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(c) 納入期限を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(d) 正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 国庫支出金においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

c 県支出金においては、次の不適切な処理があった。

(a) 調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(b) 交付申請書を提出する際に、財政課長に協議していないものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

d 寄附金においては、正当決裁者の決裁を受けていなかったものがあったので、米子市事務専決及び代決規程の規定に基づき、今後、

適正に処理すること。

e 諸収入においては、次の不適切な処理があった。

(a) 行政財産使用許可をした自動販売機について、使用に伴う光熱水費等の実費の徴収をしていないものがあったので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(b) 定められた納入期限を遅延して請求しているものがあったので、米子市公会堂前大型LEDビジョンを利用した情報発信事業実施契約書（令和5年3月27日締結）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(c) 公有財産の貸付を決定する際に、総務部長に協議していないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(エ) 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(キ) 役務費に関する支出事務については、支出負担行為日を誤っているものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ク) 委託料に関する支出事務については、契約締結稟議において、決裁日が遅延しているものがあったので、米子市文書取扱規程（平成17年米子市訓令第4号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ケ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(コ) 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(サ) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

イ 公有財産の管理事務

公有財産台帳の整備事務については、文化振興課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、土地台帳において、登録事項が符号していないものがあったので、米子市公有財産規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 物品の管理事務

(ア) 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合

した結果、数量の符合しないものがあつたので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 郵便切手類の管理に関する事務については、次のとおりであつた。

a 郵便切手類

郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

b 米子城跡オリジナル切手シート

米子城切手シート受払簿を基に、現品と米子城跡オリジナル切手シート販売実績（残数）報告書を照合した結果、数量は符合した。

(2) 水産振興室

ア 予算の執行と経理事務

(ア) 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

(イ) 収入に関する事務については、次の不適切な処理があつた。

a 使用料及び手数料においては、調定日を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 県支出金においては、次の不適切な処理があつた。

(a) 調定日を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(b) 文書を収受していないものがあつたので、米子市文書取扱規程（平成17年米子市訓令第4号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(エ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(キ) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

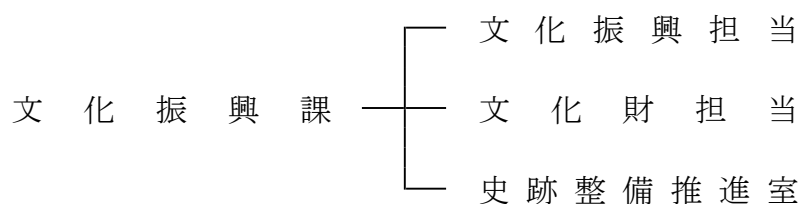
イ 公有財産の管理事務

公有財産台帳の整備事務については、水産振興室の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、適正に処理されていた。

ウ 物品の管理事務

備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

別 図 1 組織図（文化振興課）



別 表 1（文化振興課）

令和5年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和5年10月末日現在）

歳 入 (単位：円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
教 育 使 用 料	319,000	240,774	224,871	15,903	70.5	93.4
総 務 手 数 料	0	2,060	2,060	0	-	100.0
教育費国庫補助金	71,313,000	71,298,000	0	71,298,000	0.0	0.0
教育費県補助金	24,846,000	19,526,000	100,000	19,426,000	0.4	0.5
利子及び配当金	2,000	0	0	0	0.0	-
教育費寄附金	0	1,100,000	1,100,000	0	-	100.0
雑 入	1,349,000	300,419	250,419	50,000	18.6	83.4
教 育 債	73,400,000	0	0	0	0.0	-
合 計	171,229,000	92,467,253	1,677,350	90,789,903	1.0	1.8

※繰越額を含む。

歳 出 (単位：円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
社会教育総務費	1,958,000	1,403,282	771,948	1,186,052	39.4	55.0
教育文化施設費	62,454,000	62,221,304	46,485,304	15,968,696	74.4	74.7
公会堂費	72,279,000	72,178,735	52,481,735	19,797,265	72.6	72.7
文化ホール費	122,319,000	93,903,211	68,444,211	53,874,789	56.0	72.9
美術館費	68,370,000	67,869,329	48,727,329	19,642,671	71.3	71.8
淀江文化センター費	53,521,000	53,509,427	36,089,553	17,431,447	67.4	67.4
文化財保護費	210,319,000	171,373,565	63,414,802	146,904,198	30.2	37.0
合 計	591,220,000	522,458,853	316,414,882	274,805,118	53.5	60.6

※繰越額を含む。

別 図 2 組織図（水産振興室）

水 産 振 興 室

別 表 2（水産振興室）

令和5年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和5年10月末日現在）

歳 入 (単位：円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B — C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
農林水産業使用料	38,000	140,174	140,174	0	368.9	100.0
総務手数料	0	690	690	0	-	100.0
農林水産業費県補助金	112,756,000	110,411,914	18,497,315	91,914,599	16.4	16.8
農林水産業債	83,200,000	0	0	0	0.0	-
合 計	195,994,000	110,552,778	18,638,179	91,914,599	9.5	16.9

※繰越額を含む。

歳 出 (単位：円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A — C 予 算 残 額	C/A	C/B
水産業総務費	25,572,000	14,537,845	14,522,445	11,049,555	56.8	99.9
水産業振興費	55,072,334	50,636,339	33,028,194	22,044,140	60.0	65.2
漁港管理費	186,683,000	180,177,971	113,857,431	72,825,569	61.0	63.2
合 計	267,327,334	245,352,155	161,408,070	105,919,264	60.4	65.8

※繰越額を含む。